

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

|   |   |                                  |    |
|---|---|----------------------------------|----|
| ○特定非営利活動法人の設立に係る公告<br>(中央創造)            | 一 | ○上福田土地改良区の役員就任届<br>(東松山農林)       | 七  |
| ○印刷浄書業務委託に関する入札公告<br>(文書課)              | 二 | ○中条星宮土地改良区の役員就任届<br>(大里農林)       | 七  |
| ○平成十九年六月分抽せん償還の結果<br>(財政課)              | 三 | ○南河原村土地改良区の役員就任届<br>(加須農林)       | 七  |
| ○職員情報関連システム開発業務委託に関する入札公告<br>(システム調整室)  | 三 | ○都市計画に関する公聴会の開催<br>(都市計画課)       | 八  |
| ○情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示<br>(電子サービス推進室) | 七 | ○幸手都市計画下水道の変更<br>(下水道課)          | 一〇 |
| ○使用料及び手数料収納事務委託<br>(精神保健福祉センター)         | 七 | ○開発行為に関する工事の完了公告<br>(建築指導課)      | 一〇 |
|   |   | ○平成十八年度埼玉県議会情報公開の実施状況<br>(政策調査課) | 一一 |
|   |   | ○選挙管理委員会の招集<br>(選挙管委)            | 一一 |

## 告示

埼玉県告示第六百九十五号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日  
 埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日  
 平成十九年四月十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人メディカルヘル  
 スケア療法協会

代表者の氏名  
 永瀬 智弘

主たる事務所の所在地  
 埼玉県川口市本町四丁目四番十六  
 一〇三号

定款に記載された目的  
 この法人は、現在の接骨・鍼灸・整  
 体治療では十分な予防治療を受けられ  
 ない人に対して予防療法を行い、健康  
 増進の啓蒙を行うことを目的とする。

埼玉県告示第六百九十六号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日  
 埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日  
 平成十九年四月十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人OASIS F  
 UJIMI

代表者の氏名  
 岩本 佳子

主たる事務所の所在地  
 埼玉県富士見市鶴瀬西三丁目十八番  
 十号

定款に記載された目的  
 この法人は、さまざまな悩みや困難  
 を抱える人たちの自立を支援し、誰も  
 がその人らしく生きていける共生社会  
 の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百九十六号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律

## 埼玉県告示第六百九十七号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成十九年四月二十四日

埼玉県長 上田 豊 臣

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
印刷浄書業務(電子写真複写機による製版業務、オフセット印刷業務、デジタル印刷機による製版・印刷業務、印刷物の製本業務及び名刺印刷業務)一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

平成19年6月1日から平成20年3月31日まで

## (4) 履行場所

埼玉県総務部文書課(本庁舎地下1階浄書センター)

## (5) 入札方法

入札金額は、業務の種類ごとの単価及びその単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額並びにその合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の合計の欄に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「印刷の請負」のA等級又はB等級に格付けされた県内業者であること。  
(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付出版物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部文書課公印・浄書担当 関根 春巳、高橋 順子 電話048-830-2520(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時  
埼玉県庁本庁舎4階文書課分室 平成19年5月18日(金) 午前9時
- (4) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁本庁舎4階文書課分室 平成19年5月25日(金) 午後2時
- (5) 郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限  
埼玉県総務部文書課公印・浄書担当 平成19年5月24日(木) 午後5時(必着)

## 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に業務の予定数量を乗じた金額の合計額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に業務の予定数量を乗じた金額の合計額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を平成19年5月17日(木)までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第六百九十八号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田 豊 臣

一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

| 銘柄   | 償還期日<br>(年・月・日) | 償還額<br>(万円) | 1万円券 | 10万円券 | 100万円券 | 1000万円券                             |
|------|-----------------|-------------|------|-------|--------|-------------------------------------|
| 9/1  | 19.6.19         | 165,000     |      |       |        | 2014~2068<br>4104~4158<br>5424~5478 |
| 10/ニ | 19.6.24         | 90,000      |      |       |        | 389~418<br>809~838<br>1589~1618     |

二 支払場所

現物債は券面記載の場所、登録債は指定支払場所

埼玉県告示第六百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
職員情報関連システム開発業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限  
平成20年3月31日(月)まで
- (4) 履行場所  
埼玉県総務部システム調整室長が指定する場所
- (5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 公告の前5年間に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)、都道府県又は政令市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)と総務事務に関するシステムの開発の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部システム調整室職員情報関連システム開発担当 高野 雄規、堀口 忠芳 電話 048-830-2262 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年5月21日(月)まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館4階 音楽室A

イ 日時

平成19年5月1日(火) 午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 地

域衛星通信スタジオ

イ 日時

平成19年6月5日(火) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

システム調整室職員情報関連システム開発担当

イ 受領期限

平成19年6月4日(月) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年5月21日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

要

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定める総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

(7) 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(4) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たして

いること。

イ 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述された者には、評価表に示す各項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて技術点を与えるものとする。

ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。  
価格点=1,000×(1- (入札価格×1.05/予定価格))

エ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。

(8) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する。(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(9) 手続における交渉の有無  
無

(10) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(11) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required : Development of integrated personnel management and information system for data processing. Development includes testing, installation, operation design and staff training.

(2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m., June 5, 2007 (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m., June 4, 2007)

(3) Contact Information : Systems Adjustment Office, General Affairs Department, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi 330-9301 Telephone 048-830-2262

別記

提案書評価表

| 大区分             | 中区分      | 小区分 | 項番 | 記述内容  | 加点上限   | 必須項目  |    |    |
|-----------------|----------|-----|----|---|--|---|----|----|
| <b>1 全般的事項</b>  |          |     |    |   | 140  |   |    |    |
| 1               | 基本事項     | 1   | 1  | ①システム開発の目的について、投資効果の最大化を念頭に、業務効率化の視点を踏まえて具体的に記述すること。  | 20   | 必須  |    |    |
|                 |          | 2   | 2  | ①サービスレベルアグリーメントに対する考え方を記述すること。<br>②サービス内容は数値を用いる等明確に記述すること。   | 20   | 必須  |    |    |
|                 |          |     | 3  | ①障害の予防や障害発生時の迅速な復旧のための工夫を具体的に記述すること。  |  |   |    |    |
|                 |          |     | 4  | ①利用者の待ち時間短縮に関する工夫を具体的に記述すること。<br>②業務集中時におけるレスポンス確保の考え方を具体的に記述すること。<br>③バッチ処理、バックアップ処理等に関する性能を確保する工夫を具体的に記述すること。 |  |   |    |    |
|                 |          | 3   | 5  | ①システム全体のセキュリティ対策について、具体的かつ的確に記述すること。<br>②職員の執務環境、システム設置環境・利用形態等を考慮して、想定される脅威を把握し、対策を具体的に記述すること。                 | 60   | 必須  |    |    |
|                 |          |     | 4  | 6   | ①法改正、組織改正、本県の他の業務システムへの対応などによりシステムに修正・拡張等が生じる場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。  | 40  | 必須 |    |
|                 |          | 7   |    | ①データ量の増加やシステム利用範囲の拡大、最大利用人数の増加などへの対策を具体的に記述すること。<br>②制限事項がある場合は具体的に提示すること。                                      |  |   |    |    |
| <b>2 システム要件</b> |          |     |    |   | 520  |   |    |    |
| 1               | 発生源入システム | 1   | 全般 | 8   | ①発生源入システムの基本的な考え方、アピールポイント等を仕様書に基づき具体的に記述すること。<br>②発生源入システムの構築による、職員とシステムの関わり、業務分担の変化を踏まえて記述すること。<br>③国や他県等の動向、IT技術の発展動向を踏まえて記述すること。 | 20  | 必須 |    |
|                 |          |     |    | 9   | ①業務システムの操作に不慣れな職員や総務事務の事務処理及び制度内容を熟知していない職員が、誤りなく申請するための工夫を、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。  | 20  | 必須 |    |
|                 |          |     |    | 10  | 10   | ①企画提案書作成要領に掲げる「発生源入システム機能要件適合度一覧表」を作成すると共に、申請から決裁に至る機能全般について、通勤手段に関する機能を例として、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。<br>②基本的な考え方、アピールポイント等を具体的に記述すること。<br>③認定事務が集中化されることを考慮し、審査・決裁者が大量の申請を短時間で効率的に処理するための工夫を具体的に記述すること。 | 60 | 必須 |
|                 |          |     |    |   | 11   | ①システムにより業務を効率化する工夫について、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。<br>②現行業務の非効率な部分を的確に把握し、システムにより効率化できる部分を具体的に記述すること。   | 40 | 必須 |
|                 |          |     |    |   | 12   | ①学歴・家族情報などの身上情報の入力機能について、イメージ図・フロー図などを用いて、機能の実現方法を具体的に記述すること。<br>②人事システムとの情報の送受信、システムへの反映方法を、具体的に記述すること。  | 40 | 必須 |
|                 |          |     |    | 13  | 13   | ①勤務予定を管理する機能について、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。<br>②要則勤務課所の勤務パターン登録を踏まえて記述すること。  | 40 | 必須 |
|                 |          |     |    |   | 14   | ①共済組合の組合員資格得喪に関する機能について、イメージ図、フロー図などを用いて、機能の実現方法を具体的に記述すること。  | 40 | 必須 |
|                 |          |     |    | 15  | ①追加提案があれば記述すること。   | 20  |    |    |

| 大区分 | 中区分            | 小区分                 | 項番 | 記述内容   | 加点上限 | 必須項目 |
|-----|----------------|---------------------|----|--|------|------|
| 2   | データ連携機能        | 1 全般                | 16 | ①データ連携機能全体の基本的な考え方、アピールポイント等を仕様書に基づき具体的に記述すること。<br>②国や他県等の動向、IT技術の発展動向を踏まえて記述すること。   | 40   | 必須   |
|     |                |                     | 17 | ①発生源入カシステムと、次の各業務システム相互の連携について、それぞれ、連携方式、タイミング等をイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。<br>・新人事管理システム(サーバ)<br>・教職員人事給与情報システム(サーバ)<br>・給与管理システム(知事・教育)(大型汎用機)<br>・新家族療養費システム(大型汎用機)<br>・短期給付システム(大型汎用機)<br>・職員健康管理システム(サーバ)<br>・埼玉県業務システム職員認証機能、お知らせ通知機能(サーバ) | 60   | 必須   |
|     |                | 2 機能要件              | 18 | ①文字コード・プロトコル・各種コード等の変換機能に関し、イメージ図、フロー図などを用いて、実現方法を具体的に記述すること。  | 40   | 必須   |
|     |                |                     | 19 | ①データ連携機能の接続インターフェイスの公開方法を具体的に記述すること。   | 40   | 必須   |
|     |                |                     | 20 | ①旅費システムへの通勤申請データの提供や大型汎用機ダウンサイズ後の業務システムとの接続などにより、連携機能を拡張する必要が生じた場合に、その実施手順、実現の容易性、コストに対する考え方を具体的に記述すること。   | 40   | 必須   |
|     |                | 3 追加提案              | 21 | ①追加提案があれば記述すること。   | 20   |      |
|     |                | <b>3 開発業務に関する要件</b> |    |  |      |      |
| 1   | 本業務の実施体制       | 業務実施体制及び業務遂行計画      | 22 | ①本業務の実施体制を詳細に記述すること。<br>②統括責任者、プロジェクトリーダー及びその他要員の社名、部署、職名、氏名、経験等を明記すること。<br>③経験は、本調達と類似の業務とし、具体的に記述すること。<br>④プロジェクトリーダーは、リーダーとしての経験を記述すること。  | 40   | 必須   |
|     |                |                     | 23 | ①本業務遂行の全体及び業務別のスケジュールを詳細に記述すること。   |      |      |
|     |                |                     | 24 | ①本システムの開発に当たり、本県が実施すべき事項、検討しておくべき事項、発生すると思われる課題及びその対応策について、具体的に記述すること。   | 40   | 必須   |
|     |                |                     | 25 | ①本システムの品質を確保するための品質保証活動について、具体的に記述すること。<br>②各テスト工程の時期、作業項目、作業体制及び作業分担について、具体的かつ的確に記述すること。  | 20   | 必須   |
| 2   | 導入・データ移行に関する要件 | 1 品質保証方針            | 25 | ①本システムの品質を確保するための品質保証活動について、具体的に記述すること。<br>②各テスト工程の時期、作業項目、作業体制及び作業分担について、具体的かつ的確に記述すること。  | 20   | 必須   |
|     |                | 2 データ移行計画           | 26 | ①仕様書を踏まえ、データ移行の考え方と実施方法を記述すること。<br>②データ移行期間に考慮しておくべき事項とその対応策を記述すること。<br>③受託者、既存システムベンダ、システム調整室及びユーザーの役割分担を具体的に記述し、システム調整室及びユーザーが実施すべき事項を具体的かつ的確に記述すること。  | 40   | 必須   |
| 3   | 研修に関する要件       | 1 研修計画及び研修実施方法      | 27 | ①対象職員に応じた研修計画及び実施方法について、仕様書に基づき、具体的かつ的確に記述すること。  | 20   | 必須   |
| 4   | 運用・保守要件        | 1 運用・保守の考え方及び運営方針   | 28 | ①本システム全般の運用・保守体制及びその業務内容について、具体的に記述すること。   | 40   | 必須   |
|     |                |                     | 29 | ①本システムの運用に当たり、ヘルプデスクの運用など、今後発生すると思われる課題、検討すべき事項及びその対応策について、具体的に記述すること。   | 20   | 必須   |
|     |                | 2 その他               | 30 | ①追加提案があれば記述すること。   | 20   |      |

| 大区分          | 中区分        | 小区分             | 項番 | 記述内容  | 加点上限 | 必須項目 |
|--------------|------------|-----------------|----|---|------|------|
| <b>4 その他</b> |            |                 |    |   | 100  |      |
| 1            | ライフサイクルコスト | 今後の開発経費及び運用経費見積 | 31 | ①平成19年度の「ハードウェア等」別途調達となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。<br>②平成20年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。<br>③平成21年度～平成23年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。<br>④上記の見積には、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述すること。 | 60   | 必須   |
|              |            |                 | 32 | ①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。<br>②製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。  | 20   | 必須   |
|              |            |                 | 33 | ①追加提案があれば記述すること。  | 20   |      |
| <b>加算合計</b>  |            |                 |    |   | 1000 |      |

埼玉県告示第七百号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

| 名称                               | 条項                  |
|----------------------------------|---------------------|
| 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)          | 第四条第一項、第九条及び第五十条第二項 |
| 埼玉県宅地建物取引業法施行細則(平成十五年埼玉県規則第六十三号) | 第一条第一項及び第二項         |

埼玉県告示第七百一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

| 施設の種類          | 受託者の住所、名称及び代表者氏名                             | 委託期間                     |
|----------------|--|--------------------------|
| 埼玉県立精神保健福祉センター | 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地<br>株式会社ニチイ学館<br>代表取締役 森 巖 | 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで |

埼玉県告示第七百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、上福田土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について次のとおり届があった。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 堀口 静弘 比企郡嵐山町大字むさし台二二七-一

ファミリーユエ二〇一号

埼玉県告示第七百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 石原 靖久 熊谷市上中条二四八二番地

埼玉県告示第七百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南河原村土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

|     |       |                |
|-----|-------|----------------|
| 理事  | 島村秀平  | 行田市大字馬見塚三五五番地  |
| 同   | 赤羽修一  | 同 犬塚一三一六番地     |
| 同   | 大関守宏  | 同 南河原五一六番地三    |
| 同   | 江袋佳司  | 同 中江袋一〇一番地     |
| 同   | 萩原剛   | 同 馬見塚八七九番地     |
| 同   | 島澤万蔵  | 同 犬塚一二一八番地     |
| 同   | 島村金光  | 同 南河原二六二二番地三   |
| 同   | 野中實   | 同 中江袋五八五番地     |
| 同   | 栗原太郎  | 同 馬見塚八九三番地一    |
| 同   | 鈴木弘一  | 同 南河原八六三番地九    |
| 同   | 金子計之助 | 同 馬見塚七六六番地一    |
| 同   | 古澤明   | 同 犬塚一二〇七番地     |
| 同   | 萩原喜徳  | 同 馬見塚七四七番地     |
| 同   | 角田浅雄  | 同 南河原二六五番地     |
| 同   | 志保澤政夫 | 同 同 三〇五番地      |
| 同   | 大屋寛   | 同 犬塚七〇三番地      |
| 同   | 山田福太郎 | 同 南河原二六九六番地三   |
| 同   | 橋本茂   | 同 同 七五八番地三     |
| 同   | 江袋秀行  | 同 同 七九八番地一     |
| 同   | 加瀬田喜勝 | 同 同 馬見塚三〇六番地   |
| 同   | 島澤吉雄  | 同 同 犬塚一二四六番地一  |
| 二退任 |       |                |
| 職名  | 氏名    | 住所             |
| 理事  | 江森行直  | 行田市大字南河原三三八番地一 |
| 同   | 坪井久雄  | 同 同 二五九番地四     |
| 同   | 鈴木弘一  | 同 同 八六三番地九     |
| 同   | 大関守宏  | 同 同 五一六番地三     |
| 同   | 山田福太郎 | 同 同 二六九六番地三    |
| 同   | 長島秋男  | 同 同 二七〇七番地     |
| 同   | 和泉昭政  | 同 同 六〇六番地      |
| 同   | 島村秀平  | 同 同 馬見塚三五五番地   |
| 同   | 野中實   | 同 同 中江袋五八五番地   |

理事 江袋佳司 行田市大字中江袋一〇一番地

同 加藤輝男 同 犬塚一四〇二番地一

同 細井榮一 同 同 七〇九番地九

同 古澤明 同 同 一二〇七番地

同 赤羽修一 同 同 一三一六番地

同 栗原太郎 同 同 馬見塚八九三番地一

同 萩原剛 同 同 八七九番地

同 関和慶 同 同 七四四番地一

同 中野友一 同 同 七九五番地

同 江森芳夫 同 同 南河原三四八番地一

同 関和清 同 同 馬見塚七六八番地

同 加藤忠昭 同 同 犬塚一三二〇番地

~~~~~

埼玉県告示第七百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課



別記一

|                                                                                                                                                  |                 |                                 |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------|--|
| 一                                                                                                                                                | 番号              |                                 |  |
| 川越                                                                                                                                               | 都市計画<br>区域名     |                                 |  |
| 川越市<br>日高市<br>川島町                                                                                                                                | 市町村名            |                                 |  |
| 「都市計画区域<br>の整備、開発及<br>び保全の方針」<br>「区域区分」<br>「用途地域」                                                                                                | 都市計画の種<br>類及び名称 |                                 |  |
| 平成十九年五月<br>二十五日午後二<br>時から                                                                                                                        | 期日及び時間          | 公<br>聴<br>会                     |  |
| 川島町コミュニ<br>ティセンター                                                                                                                                | 場<br>所          |                                 |  |
| 平成十九年四月<br>二十四日から平<br>成十九年五月十<br>一日まで                                                                                                            | 提出期間            | 公<br>述<br>申<br>出<br>書           |  |
| 川越市都市計画<br>部都市計画課、<br>日高市都市整備<br>部都市計画課、<br>川島町都市整備<br>課、埼玉県都市<br>整備部都市計画<br>課                                                                   | 提出先             |                                 |  |
| 平成十九年四月<br>二十四日から平<br>成十九年五月十<br>一日まで                                                                                                            | 閲覧期間            | 都<br>市<br>計<br>画<br>の<br>構<br>想 |  |
| 川越市都市計画<br>部都市計画課、<br>日高市都市整備<br>部都市計画課、<br>川島町都市整備<br>課、埼玉県都市<br>整備部都市計画<br>課、埼玉県川越<br>県土整備事務所<br>務所、埼玉県飯<br>能県土整備事務<br>所、埼玉県東松<br>山県土整備事務<br>所 | 閲覧場所            |                                 |  |

別記二

# 公述申出書

年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画 の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申出ます。

年 月 日

埼玉県知事 様

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

## 埼玉県告示第七百六号

鷲宮町長から幸手都市計画下水道の変更に係る図書の写真の送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

## 埼玉県告示第七百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十九年三月三十日

指令東整第一八〇一三七二号

二 検査済証番号

平成十九年四月十九日第五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字築地前一五

一三一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町前久保南一―五―一

株式会社 祥栄不動産

代表取締役 小久保 祐久

## 埼玉県告示第七百八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成十八年十一月二日

指令行整第一八〇〇五一〇号

二 検査済証番号

平成十九年四月十九日第六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字下崎字鈴木三五

九―一、三六二―一、三六二―二、三

六三、四五九―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県安中市大竹一四一〇番地一

株式会社 おおぎやフーズ

代表取締役 飯塚 岩緒

埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会情報公開条例(平成十一年埼玉県条例第二号)第十四条の規定により、平成十八年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県議会議長 田島敏包

請求の受付件数及び処理件数

|                |                    |                      |      |
|----------------|--------------------|----------------------|------|
| 受付件数           |                    | 処理件数                 |      |
| 平成十八年度<br>受付件数 | 前年度<br>からの<br>繰越件数 | 公開                   | 部分公開 |
| 七五九            | 七                  | 七六六                  | 一六一  |
| 計              |                    | 非公開                  | 不存在  |
|                |                    | 等                    |      |
|                |                    | 計                    |      |
|                |                    | 平成十九年度<br>への繰<br>越件数 |      |
|                |                    | 七六六                  | 〇    |

埼玉県選管告示第四十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十九年四月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠 包

- 一 日時 平成十九年四月二十七日 午前十時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題
  - イ 参議院議員通常選挙の立候補予定者説明会の日時及び場所について
  - ロ その他

|      |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                                 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                        |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一<br>号 〇四八―八二四―二二二一(代表)                                |
|      | 〒330-0851<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇二(代表)                               |